

「商標法施行規則の一部を改正する省令」について

令和4年12月
特許庁

1. 現行制度の概要

商標登録出願は、商標の使用をする商品又は役務を商標法施行令（昭和35年政令第19号）で定める商品及び役務の区分に従って指定する必要がある（商標法（昭和34年法律第127号）第6条第2項）。商標法施行令では、別表において、国際的な商品及び役務の区分を定めるニース協定に規定する国際分類（以下「国際分類」という。）に従って当該区分を定めているところ、当該区分に属する具体的な商品又は役務は、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号。以下「省令」という。）別表において、国際分類に即して、例示している。そのため、国際分類が改訂された場合、必要に応じて省令別表を改正している。

2. 改正の必要性及び改正内容（42件）

（1）国際分類の改訂に伴う改正（34件）

本年4月、ニース協定を所管する世界知的所有権機関（WIPO）で開催された専門家委員会等における決定に伴い、省令別表の例示に必要な改正を行う。

（2）省令別表の例示の充実化等のための改正（8件）

商品・役務の例示の充実化・明確化等のため、省令別表を改正する。

3. 施行期日

今般改訂される国際分類の発効日が令和5年1月1日であることから、今回の省令改正の施行日もこれに合わせ、令和5年1月1日とする。

4. 経過措置

国際分類は出願日の年の版が適用されるため、令和4年12月31日までに出願された商標は、令和5年中に審査するとしても、改正前の省令別表の区分に基づいて審査を行うこととなる。したがって、施行前にした出願に係る商品及び役務の区分は、従前の例によることとする旨の経過措置を設ける。

なお、前回の改正（令和3年経済産業省令第82号）においても、同様の経過措置を設けた。